

檀原市パートナーシップ宣誓制度

人生を共にする大切な相手との関係に、
名前を付けてみませんか？

パートナーシップ 宣誓制度とは

相手と人生を共にし、協力し合う関係性
(パートナーシップ)であることを市に
宣誓し、市がその宣誓を証明する制度。

婚姻と異なり法的な権利義務は生じない
が、本人の性的指向やジェンダーアイデン
ティティを問わず宣誓が可能。

令和7年4月1日
申請受付開始



どんな人が宣誓できるか

下の条件をすべて満たす人

- ・ 成年
- ・ 双方が檀原市内在住または転入予定
(受けるサービスによって異なる)
- ・ 婚姻をしていない
- ・ 宣誓をする相手以外との
パートナーシップがない
- ・ 双方が近親者(養子縁組を除く)でない

宣誓制度利用の流れ

条件を満たすことが確認できる書類
とともに、宣誓書を市に提出



認定された方に“宣誓書受領証”交付



市役所窓口で受領証を提示すると、
様々なサービスが利用可能に！

詳細はこちら



檀原市人権政策課
☎0744-21-1090